

## 令和6年1月から 出産する被保険者の産前産後の保険料が免除されます！！

### お知らせ

埼玉県薬剤師国民健康保険組合は、令和6年1月から  
出産する被保険者(組合員・家族)の  
「医療保険料」「後期高齢者支援金分保険料」「介護保  
険料」を次のとおり免除いたします！！

### 保険料の免除を受けられる対象月

#### ■単胎妊娠(出産)の場合

出産予定日(出産日)が属する月の前月から出産予定日(出産日)  
の属する翌々月の4ヶ月分

前月	出産月	翌月	翌々月
----	-----	----	-----



#### ■多胎妊娠(出産)の場合

出産予定日(出産日)が属する月の3ヶ月前から出産予定日(出産日)  
の属する翌々月の6ヶ月分

3ヶ月前	前々月	前月	出産月	翌月	翌々月
------	-----	----	-----	----	-----



### 保険料の免除を受けるための届出

組合は、出産予定の被保険者から「**産前産後の保険料免除届出書**」を提出いただくことで対象者を把握します。(様式は組合ホームページから出力できますが、送付もいたします。)

現在、妊娠されている方は、**出産予定日の6ヶ月前から組合に提出**できます。

また、**出産後の提出**であっても遡って4ヶ月分(多胎は6ヶ月分)の保険料は返還いたします。

**11月出産者から対象となりますので、対象者の方は組合へお問合せください！！**

令和6年1月から施行

R5.10月 前月	R5.11月 出産月	R5.12月 翌月	R6.1月 翌々月
--------------	---------------	--------------	--------------

11月出産者の方は、翌々月の  
令和6年1月分保険料が  
免除対象となります！

現在、保険料のシステムを改修中のため、令和6年3月までの届出については、  
令和6年4月以降の返還となります。